

基本施策 11 しょうがいしゃの支援

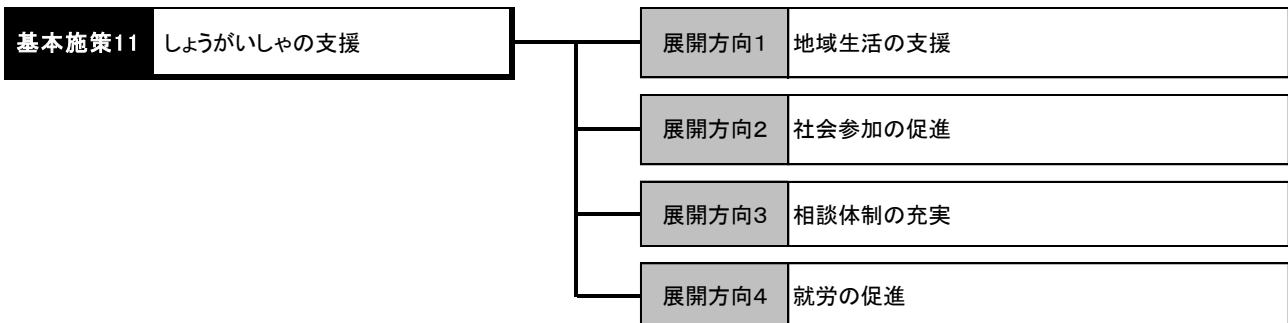
【施策統括課：しょうがいしゃ支援課 主な関係課：福祉総務課】

<現状と課題>

- 平成 25(2013)年 4 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。
- 本法律の施行によって、平成 25(2013)年 4 月から、障害者の定義に政令で定める難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成 26(2014)年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が実施されています。
- 平成 24(2012)年には、しょうがい児童を対象とした施設・事業について、児童福祉法改正により根拠法を一本化するとともに、体系も再編されました。また同年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されており、同法に基づき国立市においても「しょうがい者虐待防止センター」を設置(直営及び休日夜間は委託)しました。
- 高齢者の増加に伴い国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、平成 22(2010)年以降、4 年連続で前年を上回る状況が続き、平成 25(2013)年では 1,918 人、平成 22(2010)年の 1,694 人と比べ 13.2%(224 人)増加、また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は微増傾向が続いています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、平成 23(2011)年以降は 1,000 人を超えており、平成 26(2014)年では 1,151 人、平成 22(2010)年の 997 人と比べて 15.4%(154 人)増加しています。
- しょうがい福祉サービス等の利用状況においても、介護給付、訓練等給付、自立支援医療制度、難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度等の利用者数や申請件数が、年々増加しています。
- 平成 17(2005)年 4 月、全国に先駆けしょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で共に出会い、共に育みあえる、差別のない「くにたち」のまちであり続けることを願い、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しています。
- さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「あたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を平成 27(2015)年 9 月に制定(平成 28(2016)年 4 月施行)しました。
- 国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、しょうがいのある方が地域の中であたりまえに暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を推進します。また、しょうがいのある方に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消等に努め、合理的配慮の提供を行うことが求められます。

<施策の目的及び体系>

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



<展開方向1：地域生活の支援>

【目的】

しょうがい者が地域であたりまえに生活し続けられるようにします。

【手段】

- ◆各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。
- ◆しょうがいのある人もない人も共に地域で生活していく意識を醸成していきます。
- ◆社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取組を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
施設入所から地域移行したしょうがい者数 (平成17(2005)年10月からの累計)	人	しょうがい福祉計画活動実績	8 (H26年)	13	16
1年以上の長期入院者数	人	東京都福祉保健局調査における国立市の値	50 (H24年)	34	29
国立市に住み続けたいと思うしょうがいしゃの割合	%	しょうがい者計画策定時の調査	平成28(2016)年度中に実績値を把握し、目標設定予定		

<展開方向 2 : 社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

- ◆しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。
- ◆地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがい者の外出先を確保するとともに、地域参加活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	地域活動支援センター実績報告	7,516 (H26年)	7,550	7,560
障害者総合支援法に基づく通所(福祉就労)の支給決定者数	人	生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労以降支援の支給決定者数	192 (H26年)	370	380
児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定者数	93 (H26年)	110	120

<展開方向 3 : 相談体制の充実>

【目的】

当事者やその家族に寄り添った相談支援を今まで以上に充実させ、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

- ◆委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。
- ◆しょうがい者虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。
- ◆相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。
- ◆研修への参加等により、相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署及び関係機関等との連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
しょうがい福祉サービス支給決定者数	人	介護給付、訓練等給付、地域相談、障害児通所の支給決定者数	644 (H26年)	670	680
自立支援協議会 ¹⁰ の開催回数	回	実績	23 (H26年)	27	27

¹⁰ 障害者総合支援法に基づき、支援の充実の方策について協議を行う場として各自治体に設置され、関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と「くらし」「つどい」「しごと」「あんしん」の4専門部会でしょうがいの社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。

<展開方向4：就労の促進>

【目的】

しょうがい者の一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

- ◆個別の就労支援事業を継続します。
- ◆しょうがい者や企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。
- ◆取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人	就労支援実績報告	10 (H26年)	12	14
福祉就労から一般就労へ移行した人数	人	日中活動系サービス推進事業補助金実績報告及びアフターフォローの状況	6 (H26年)	9	10
市主催の企業向け研修に参加した企業数	社	同左	7 (H26年)	12	15